

お知らせ



国保・後期高齢加入者 マイナ保険証へ移行します

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際にマイナ保険証をお使いください。

マイナ保険証の登録がお済みでない方も、保険証が切れる前にお届けする資格確認書(申請不要)により、保険診療を受けることができます。また、現在お持ちの保険証については、有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用できます。

国保税・後期高齢者医療保険料を滞納している方は、これまで交付してきた短期保険証・資格証明書は廃止されます。現在お持ちの保険証等の有効期限が切れた後は、マイナ保険証または資格確認書をお使いください。

なお、国保税を長期間滞納している方については、医療費10割負担の特別療養費の対象になる場合がありますので、保険税の納付や納税相談をお願いします。

問合せ 国保年金課

☎029-288-3111

(内線143・144)

城里町歯周病検診を まだ受けていない方へ

今年度20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、町内の歯科医院において無料で歯周病検診を行っています。歯周病は、あまり痛みを感じたりせずに進行し、気がついた時には健康な歯までも失ってしまうこともある疾患です。これからの人生を楽しく元気に過ごすために、この機会に歯周病検診を受けてみませんか。

対象者の方には、令和6年5月に受診券をお送りしています。受診券を紛失してしまった場合は再発行しますので、常北保健福祉センターまでお問合せください。

問合せ 健康福祉課(常北保健福祉センター内)

☎029-240-6550(直通)

不動産取得税の 課税免除等について

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設または増設した企業等が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

(県税の特別措置の一例)

①対象事業(製造業、情報通信業、運輸業等)の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業員が5人以上増加した法人 ↓課税免除

②県内において、本社機能の移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人等

↓不均一課税

県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、期限(不動産を取得した日から60日以内)までに手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ 茨城県水戸県税事務所 (課税第二課)

☎029-221-4820

地域の人たちによる灯籠飾り 那珂西神社に参拝に来ませんか

大晦日からお正月にかけて、那珂西神社において手作り灯籠を飾ります。ぜひお越しください。

また、期間中に自動販売機にて御朱印の販売(300円)も行います。



期間 12月31日(火)午後6時頃から
お正月三が日の夜間

問合せ なかんせプラツと(祐川)

☎080-5368-6184

12月10日から16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

警察では、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等について逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、拉致容疑事案および北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に努めています。どんな小さなことでも結構ですので、情報をお寄せください。

問合せ 茨城県警察 外事課

☎029-301-0110

(広告)